

(資料1)

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針改正案（新旧）

（平成26年10月17日 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正）

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="170 456 1037 488">国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針</p> <p data-bbox="613 523 1099 775">平成26年10月17日 女性職員活躍・ワークライフバランス 推進協議会決定 平成28年1月28日一部改正 令和3年1月29日一部改正 令和6年●月●日一部改正</p> <p data-bbox="118 820 230 852">I. (略)</p> <p data-bbox="118 898 781 930">II. ワークライフバランスの推進のための働き方改革</p> <p data-bbox="118 938 181 970">(略)</p> <p data-bbox="118 1018 293 1050">1～3 (略)</p> <p data-bbox="118 1098 450 1129">4. 仕事と生活の両立支援</p> <p data-bbox="118 1137 181 1169">(略)</p> <p data-bbox="118 1217 504 1249">(1) 男性の育児への参画促進</p> <ul data-bbox="159 1257 1099 1490" style="list-style-type: none">・ 男性職員の家庭生活への参画促進は、男性職員の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子化対策の観点からも極めて重要である。そのため、各府省等は、<u>令和5年12月22日に策定された「こども未来戦略」に定める目標も踏まえた男性職員の育児休業取得率の目標及び男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についての目標を設定（全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを旨とする）</u>する	<p data-bbox="1189 456 2056 488">国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針</p> <p data-bbox="1615 523 2101 743">平成26年10月17日 女性職員活躍・ワークライフバランス 推進協議会決定 平成28年1月28日一部改正 令和3年1月29日一部改正</p> <p data-bbox="1133 820 1245 852">I. (略)</p> <p data-bbox="1133 898 1796 930">II. ワークライフバランスの推進のための働き方改革</p> <p data-bbox="1133 938 1196 970">(略)</p> <p data-bbox="1133 1018 1308 1050">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1133 1098 1464 1129">4. 仕事と生活の両立支援</p> <p data-bbox="1133 1137 1196 1169">(略)</p> <p data-bbox="1133 1217 1518 1249">(1) 男性の育児への参画促進</p> <ul data-bbox="1173 1257 2114 1490" style="list-style-type: none">・ 男性職員の家庭生活への参画促進は、男性職員の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子化対策の観点からも極めて重要である。そのため、各府省等は、<u>「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標(30%)を踏まえた男性職員の育児休業取得率の目標及び男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についての目標を設定（全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを旨とする）</u>と

とともに、全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。）に基づく取組を推進する。【各府省等】

(2) ~ (3) (略)

Ⅲ. (略)

Ⅳ. 推進体制等

(1) ~ (3) (略)

(注1) (略)

(注2) 取組計画においては、「こども未来戦略」等における政府目標等を踏まえた、自府省等における女性職員の採用・登用に関する目標数値、男性職員の育児休業取得率及び「男の産休」5日以上使用率の目標数値を定めること。また、目標数値の状況は、取組状況とともに公表すること。

ともに、全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。）に基づく取組を推進する。【各府省等】

(2) ~ (3) (略)

Ⅲ. (略)

Ⅳ. 推進体制等

(1) ~ (3) (略)

(注1) (略)

(注2) 取組計画においては第5次男女共同参画基本計画における政府目標等を踏まえた、自府省等における女性職員の採用・登用に関する目標数値、男性職員の育児休業取得率及び「男の産休」5日以上使用率の目標数値を定めること。また、目標数値の状況は、取組状況とともに公表すること。